



# 長野県司法書士会

初回の相談は1時間までが無料です

問題の解決に向けて

## 本人訴訟・ 少額裁判支援センター

TEL: 026-233-8110

(専用電話)

平日9:00 ~ 17:00

長野県司法  
書士会が、  
お近くの  
司法書士を  
紹介します。

司法書士  
の紹介を  
受けない

手続きで  
困っている

近くで  
相談したい

司法書士は、裁判所の書類の作成、簡易裁判所での

手続きを通して、あなたをお手伝いします

(訴状や答弁書その他、家庭裁判所の調停の書類等の作成もおこないます。)

法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所において取り扱うことができる民事事件(訴訟の目的となる物の価額が140万円を超えない請求事件)等について、代理業務を行うことができます(簡裁訴訟代理等関係業務)。

Q: 裁判所から書類が届いたのですが……

A: 適切に対応することが必要になります。当センターにご連絡いただければ、長野県司法書士会がお近くの司法書士をご紹介します。司法書士には事前にこちらから連絡をしておきますので、直接、お困りの内容をご相談ください。

Q: 本人訴訟支援って？

A: 裁判所の手続は、弁護士や司法書士を代理人につけずにご本人が自分ですることもでき、私たちはこれを「本人訴訟」と呼んでいます。当センターは「本人訴訟」の支援にも力を入れており、裁判所に提出する書類の作成を通じて「本人訴訟」を行なう皆様をサポートしています。

Q: ちょっとした相談でもよいですか？

A: もちろんです。司法書士が、初回1時間は無料でご相談をうかがいますのでご安心ください。相談後、その場で依頼することもできます。

お手持ちの資料や概要のメモなどありましたら、取り急ぎお持ちいただければ、大変に助かります。

Q: 費用の負担が心配です。

A: 本センターに登録している司法書士は、「法テラス」と契約をしており、条件に合えば、費用の分割払いが可能です。また、長野県司法書士会の助成制度も利用ができる場合がありますので、お気軽に司法書士におたずねください。

Q: 必ず依頼しなければいけませんか？

A: そんなことはありません。費用面や手続きの面等でご不明な点がございましたら遠慮せずにお問い合わせください。

依頼内容についても、書類作成なのか訴訟代理なのか、あなたのご要望に沿いながら最善と思われる手続きをご紹介しますので、ご納得いただいたところでご依頼ください。

Q: 面談ではなく、とりあえず電話で相談したい。

A: 日替わりの電話無料相談がありますので、こちらもご利用ください。

毎週月曜日～金曜日（正午～14時）

【登記手続】

026 - 232 - 9110

【相 続】

026 - 232 - 6110

【消費者トラブル】【少額トラブル】

026 - 233 - 4110

毎週水曜日（17～19時）

【労働トラブル】026 - 232 - 2110

毎週月曜日～金曜日（正午～15時）

月曜日【会社法務】

火曜日【借地借家】

水曜日【夫婦親子】

木曜日【成年後見】

金曜日【インターネットトラブル】

026 - 232 - 2110（電話番号同じ）

祝日、8月14日～16日、

12月29日～1月3日を除きます。

（秘密厳守）

司法書士は、身近なくらしの法律家です

長野県司法書士会

<http://www.na-shiho.or.jp/>